

「参議院自由民主党・日露議員懇話会」と「露日議会間・地域間協力支援協議会」との間の了解覚書

「参議院自由民主党・日露議員懇話会」（以下「懇話会」という。）と「露日議会間・地域間協力支援協議会」（以下「協議会」という。）（以下併せて「双方」という。）は、

日本国とロシア連邦との間の友好関係の発展の重要性を認識し、
両国国民の利益のために、互恵的な関係強化に向けて、双方が果たそうとしている役割を高く評価し、

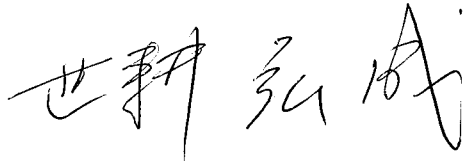
議会間・地域間協力を二国間関係の発展と維持の効率的な手段と考え、
両国の議会議員及び議会との関係の更なる深化に向けた意欲に従い、
日本国とロシア連邦との間の互恵の原則に基づく二国間協力の拡大を目指して、
以下の了解に達した。

1. 双方は、両国の議会との間の更なる関係発展を目的として、代表団の相互訪問及び議会議員間の会合を通じて、対話と協議の開催に基づく議会間協力の強化を支援する。
2. 双方は、日本国及びロシア連邦の法令に従い、立法活動及び議会の手続に関して情報交換を行う。
3. 双方は、国際的な議会のフォーラム及び会合における両国の議会の代表団の協力を支援する。
4. 双方は、日本国とロシア連邦との間の地域間交流の拡大を支援する。
5. 双方は、日露知事会議の活動再開を支持し、この協力のフォーマットに対し可能な支援を行う。日本側においては全国知事会事務局が、ロシア側においては「露日議会間・地域間協力支援協議会」が、それぞれ日露知事会議の活動の調整役を務めることを確認する。
6. 双方は、自己の権限の範囲内において、双方のメンバーが代表する日本国の都道府県とロシア連邦の構成主体の協力への相互の関心を考慮し、日本国とロシアにおける地域間の経済、文化・人文及び教育分野のプロジェクトの実現を支援する。
7. 双方は、自己の権限の範囲内において、日本国参議院とロシア連邦議会連邦院との間の協力拡大を支援する。

8. 本覚書は、法的拘束力を有さず、双方の間に国際法によって規律される何らの権利又は義務を発生させるものではない。
9. 本覚書の解釈又は適用に関する双方の間のいかなる意見の不一致も協議を通じて解決される。
10. 本了解覚書は、署名の日から適用され、いずれか一方が、他方からその適用を終了する意思につき書面により通報を受けた日から6か月間適用される。

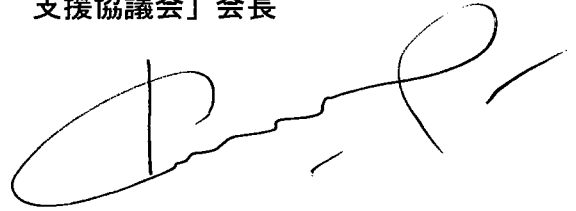
2018年6月23日にサハ共和国（ヤクーチヤ）ヤクーツク市で、日本語及びロシア語により原本2通に署名した。

「参議院自由民主党・日露
議員懇話会」会長



世耕弘成

「露日議会間・地域間協力
支援協議会」会長



K. I. コサチョフ